

消費税率引き上げに伴う電気料金の見直しについて

I. 消費税法等の改正について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」による消費税法および地方税法の改正により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

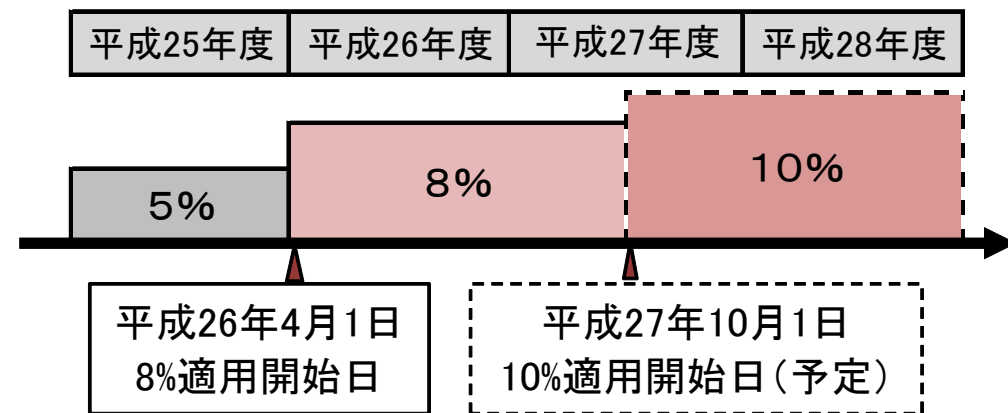
区分	適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合計		5.0%	8.0%	10.0%

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※引上げ後の税率は、経過措置（～中略～）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

【「消費税法改正等のお知らせ（平成25年11月 国税庁）」より抜粋】

【消費税率引き上げのイメージ（消費税法の規定内容）】

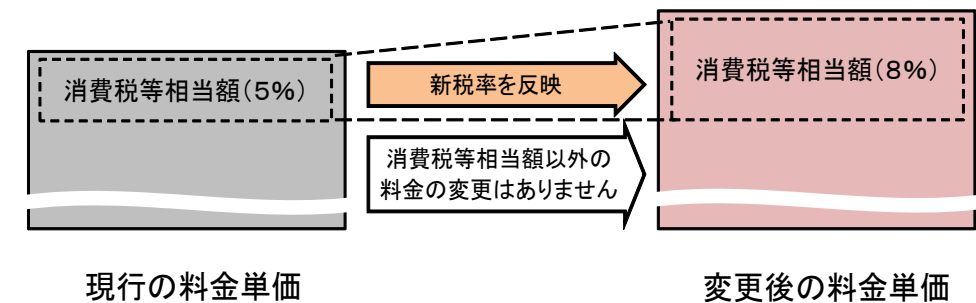


※適用税率は、消費税と地方消費税を合わせた税率となります。

II. 消費税率引き上げに伴う電気料金の見直しについて

1. 電気料金の見直しについて

電気料金は、基本料金や電力量料金等の各単価について、消費税等相当額を含めた消費税総額表示（内税）方式としています。今回の消費税法改正に伴い、新たな消費税率を電気料金に反映するため、平成26年4月1日に電気供給約款等の変更を実施させていただきます。



2. 見直し後の料金の適用開始時期について

電気料金は、消費税法に定める経過措置^{※1}の対象となるため、基本的に、平成26年5月分料金^{※2}から新税率が適用となります。

※1 電気料金に係る経過措置の内容

「継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの（国税庁ホームページより抜粋）」（電気料金では基本的に平成26年4月分料金に該当）については、改正前の税率（5%）が適用されます。

※2 平成26年5月分料金の算定期間は「平成26年4月の検針日から平成26年5月の検針日の前日まで」となります。なお、お引越などにより平成26年4月1日以降新たに電気のご契約を開始されたお客さま等は平成26年4月分料金から新税率が適用となる場合があります。また、自由化部門における高压電力の契約電力500kW以上および特別高压電力のお客さまについては平成26年4月分料金（平成26年4月1日から平成26年4月30日までのご使用分）から新税率が適用となります。

【適用開始時期のイメージ】

